

◎ 東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月公告第 6 号）の一部を次のように改正し、2023 年 5 月 15 日から施行する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>(指定の申請)</p> <p>第 4 条 学校の代表者は、第 2 条第 1 項第 1 号ただし書又は第 2 号から第 5 号までに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅に関わらず、<u>首都圏本部長</u>に提出するものとする。この場合、分校にあっては、本校とは別個の学校として申請するものとする。</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第 4 条 学校の代表者は、第 2 条第 1 項第 1 号ただし書又は第 2 号から第 5 号までに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅に関わらず、<u>モビリティ・サービス部門長</u>に提出するものとする。この場合、分校にあっては、本校とは別個の学校として申請するものとする。</p>
(中略)	(中略)
<p>(指定及び指定の取消し)</p> <p>第 5 条 前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定学校として指定し、当該学校の代表者に、次の書式による学校指定書を交付する。ただし、学校指定書交付後であっても、第 3 条第 1 項に規定する指定学校としての指定条件を具備していないと認めたときは、当該学校の指定学校としての指定を取り消すことがある。</p>	<p>(指定及び指定の取消し)</p> <p>第 5 条 前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定学校として指定し、当該学校の代表者に、次の書式による学校指定書を交付する。ただし、学校指定書交付後であっても、第 3 条第 1 項に規定する指定学校としての指定条件を具備していないと認めたときは、当該学校の指定学校としての指定を取り消すことがある。</p>
(中略)	(中略)
<p>3 第 1 項の規定により指定を受けた学校の代表者は、次の書式による請書を<u>首都圏本部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>3 第 1 項の規定により指定を受けた学校の代表者は、次の書式による請書を<u>モビリティ・サービス部門長</u>に提出しなければならない。</p>
(中略)	(中略)

改正前	改正後
<p>(指定部科としての追加申請及び指定変更の申請)</p> <p>第8条 指定学校が、既に指定されている部科以外の部科について指定部科として追加指定を受けようとする場合及び学則の変更によりその既指定部科の内容に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、次の書式による学校指定変更願を<u>首都圏本部長</u>に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(指定部科としての追加申請及び指定変更の申請)</p> <p>第8条 指定学校が、既に指定されている部科以外の部科について指定部科として追加指定を受けようとする場合及び学則の変更によりその既指定部科の内容に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、次の書式による学校指定変更願を<u>モビリティ・サービス部門長</u>に提出するものとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(休校及び廃校の届出)</p> <p>第9条 指定学校を休校し、又は廃校するときは、当該学校の代表者は、監督庁に届け出た後10日以内に、次の書式による休校届又は廃校届を、<u>首都圏本部長</u>あて提出するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(休校及び廃校の届出)</p> <p>第9条 指定学校を休校し、又は廃校するときは、当該学校の代表者は、監督庁に届け出た後10日以内に、次の書式による休校届又は廃校届を、<u>モビリティ・サービス部門長</u>あて提出するものとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(実習用定期乗車券の発売についての取扱い)</p> <p>第17条 指定学校の代表者は、学生、生徒又は訓練生に学習単位を習得させるため、在籍校所在地と異なる場所にある実習場に通わせる場合は、次の各号に掲げる事項を記載した実習用通学定期乗車券発売申請書を、実習先もより駅に関わらず、<u>首都圏本部長</u>に提出し、通学定期乗車券の購入について承諾を受けることができるものとする。ただし、学生、生徒又は訓練生が、当該実習に対する賃金、報酬、謝礼金その他金銭を受領する場合及び交通費に相当する手当の支給を受ける場合を除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>(実習用定期乗車券の発売についての取扱い)</p> <p>第17条 指定学校の代表者は、学生、生徒又は訓練生に学習単位を習得させるため、在籍校所在地と異なる場所にある実習場に通わせる場合は、次の各号に掲げる事項を記載した実習用通学定期乗車券発売申請書を、実習先もより駅に関わらず、<u>モビリティ・サービス部門長</u>に提出し、通学定期乗車券の購入について承諾を受けることができるものとする。ただし、学生、生徒又は訓練生が、当該実習に対する賃金、報酬、謝礼金その他金銭を受領する場合及び交通費に相当する手当の支給を受ける場合を除く。</p> <p>(中略)</p>
<p>(指定の申請)</p> <p>第23条 第21条各号に規定する指定救護施設として指定を受けようとする場</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第23条 第21条各号に規定する指定救護施設として指定を受けようとする場</p>

改正前	改正後
<p>合は、その施設の代表者は、次の各号に掲げる事項を記載した指定申請書を、監督庁を経由し、<u>首都圏本部長</u>に提出するものとする。</p>	<p>合は、その施設の代表者は、次の各号に掲げる事項を記載した指定申請書を、監督庁を経由し、<u>モビリティ・サービス部門長</u>に提出するものとする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(指定変更の申請)</p>	<p>(指定変更の申請)</p>
<p>第25条 指定救護施設の代表者は、施設名・所在地及びもより駅の変更等その指定の内容に変更を生じたときは、次の各号に掲げる事項を記載した指定変更願に変更の告示又は認可書の写をそえて、速やかに<u>首都圏本部長</u>に提出するものとする。</p>	<p>第25条 指定救護施設の代表者は、施設名・所在地及びもより駅の変更等その指定の内容に変更を生じたときは、次の各号に掲げる事項を記載した指定変更願に変更の告示又は認可書の写をそえて、速やかに<u>モビリティ・サービス部門長</u>に提出するものとする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(廃止の届出)</p>	<p>(廃止の届出)</p>
<p>第26条 指定救護施設を廃止するときは、当該施設の代表者は、廃止の年月日及び事由を記載した廃止届を、<u>首都圏本部長</u>に提出するものとする。</p>	<p>第26条 指定救護施設を廃止するときは、当該施設の代表者は、廃止の年月日及び事由を記載した廃止届を、<u>モビリティ・サービス部門長</u>に提出するものとする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(学生・生徒数並びに学割証及び通学証明書発行枚数調の提出)</p>	<p>(学生・生徒数並びに学割証及び通学証明書発行枚数調の提出)</p>
<p>第34条 第2条第1項第2号から第5号までの規定による指定学校の代表者は、在籍する学生・生徒数並びに学割証及び通学証明書の発行枚数を、指定部科別・月別に区分して調査した書類を、次により<u>首都圏本部長</u>に提出するものとする。</p> <p>4月1日から9月30日までのもの 11月30日まで 10月1日から翌年3月31日までのもの 5月31日まで</p>	<p>第34条 第2条第1項第2号から第5号までの規定による指定学校の代表者は、在籍する学生・生徒数並びに学割証及び通学証明書の発行枚数を、指定部科別・月別に区分して調査した書類を、次により<u>モビリティ・サービス部門長</u>に提出するものとする。</p> <p>4月1日から9月30日までのもの 11月30日まで 10月1日から翌年3月31日までのもの 5月31日まで</p>

改正前	改正後
(以下略)	(以下略)